



2025年5月14日

各位

会社名 東部ネットワーク株式会社

代表者名 代表取締役社長 若山 良孝
(東証スタンダード市場 コード番号 9036)

問合せ先 代表取締役専務 三澤 秀幸
(TEL 045-461-1651)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続に関するお知らせ

当社は、2022年5月10日付当社取締役会決議及び2022年6月28日付第109回定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「現対応方針」といいます。）を導入しておりますところ、その有効期間は2025年6月開催予定の第112回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとされております。

当社は、2025年5月14日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を継続するとともに、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、現対応方針の内容を一部変更したうえで継続することを決定し（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、あわせて本対応方針継続の承認議案を本定時株主総会に提出することを決定しましたので、お知らせ致します。本対応方針継続にあたり、対象となる大規模買付行為の定義の変更、取締役会評価期間の延長に関する定め等の追加等所要の修正を行っておりますが、現対応方針の基本的な仕組みに変更はありません。

なお、2025年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、当社は、本日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する提案等を受けていないことを申し添えます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、保有不動産の有効利用による事業の安定化に加えて、3PL（物流の一括受注）による提案物流等の新事業を構築する不動産賃貸事業及び自動車整備事業等も組み込んだ総合物流業である当社及び当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、主力事業である公共性の高い貨物自動車運送事業という当社グループに与えられた社会的な使命、それらをふまえた当社グループの企業価値の向上については株主共同の利益の確保等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの強みである、①安全が絶対条件である危険物輸送の高度な知識を、一般貨物輸送に取り込み商品化した事業展開、②取引先の多面的なニーズに応え高品質の物流を提供するノウハウと専門性、3PL事業による物流の一括受注、③労使一体となった事業の推進等独自性を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視野を持った経営を理解した取組みが実行されない場合、当社グループの企業価値については株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損される可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様のご判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、III 3.をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て等の実施の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記IIIで記載するもののほか、以下の取組みを行っております。

1. 中長期戦略に基づく取組み

当社は、創業以来、貨物自動車運送事業を基盤事業として、長い歳月をかけて築いた輸送ノウハウと顧客との深い信頼関係が、大手優良企業との強固な取引関係を実現していると考えています。その他、商品販売事業や保有資産の有効利用・提案物流による施設を提供する不動産賃貸事業等、についても強化しており、現在では、当社が展開するセグメントは3セクションとなっております。当社は、広い視野で積極的にビジネスを開拓しながら、確実な収益性や効率性を追求し、着実な事業の多角化を推進しています。

当社は、次の3点につき中長期的な観点から取り組んでいます。

- ① アウトソーシングのニーズを取り込むため、保管業務から輸送までの工程を一元化した『システム物流』を3PL（物流の一括受託）事業として拡大を目指してまいります。3PLにつきましては、年間を通してほぼ満床状態で稼働しており、安定的に推移しておりますが、引き続き収益基盤の改善に注力し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。
- ② 長期的成長と存在感のある企業を目指し、トラック輸送におきましては、将来にわたる持続可能な収益基盤改革に向け、特殊貨物輸送などの参入障壁の高い物流ヘシフトを加速させるべく、積極的な投資を推し進めるとともに、競合他社との差別化を図ることで収益的な成長を図ってまいります。また、生産性の向上と合理化を図るとともに、サステナビリティを追求した環境配慮型経営を実行してまいります。
- ③ 輸送協力会をはじめとした協力会社との提携等により、荷主に安定的な商品輸送を提供するとともに、情報化社会のツールを有効活用した、新たな営業展開を強化し、事業拡大を図るとともに、引き続きESGを意識した経営、M&Aによる業容の拡大を推進し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、貨物自動車運送事業をメインセグメントとし、常に安定した物流サービスを提供することで、飲料製品を中心とするサプライチェーンの構築を担い、社会インフラを支えている

ものと考えております。不透明で変化の激しい経営環境の中においては、安心・安全・安定物流の実現のため、的確な意思決定と迅速な業務執行、並びに適正な監査・監督のための体制強化が必要であり、株主をはじめとするステークホルダーに対し経営の透明性をより高めるとともに、経営効率の向上、コーポレート・ガバナンスの強化及び法令順守の徹底に努めます。また、地球環境・社会・ガバナンスの3つの観点において持続可能なビジネスを構築し、SDGsに賛同するとともに、具体的な取り組みを常にアップデートし、物流業界をリードする企業を目指します。

当社は、2022年6月開催の当社第109回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、取締役の職務執行の監査等を担う複数の社外取締役を含む監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。また、当社取締役会は、取締役9名のうち4名が独立役員で構成(44.4%)されており、経営陣幹部の選解任その他の重要な意思決定を通じて経営の監督を行っております。加えて、当社は、執行役員制度を導入しており、業務執行体制を明確化し、取締役の監督機能と業務執行機能の強化を図っております。

なお、当社は、取締役の就任時及び就任後に必要とされる知識、情報を提供するため、適宜役員研修を実施しております。

このような体制整備のほか、当社では情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

これらの取り組みの充実を含め、今後とも一層のコーポレート・ガバナンスの強化をはかっていく考えであります。

中長期戦略に基づく取り組みは、当社グループの企業価値を向上させ、当社の株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付者が現れる危険性を低減するものと考えます。また、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組みは、中長期戦略を推進し、企業価値については株主共同の利益の向上を図る基盤となるものと考えます。したがって、かかる取り組みは、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

III. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、①特定株主グループ(注1)の議決

権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、又は③結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(注4)(いずれにおいてもあらかじめ当社取締役会が同意した者を除き、また①及び②の買付行為は市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。かかる買付行為又は合意等を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール(大規模買付ルール)に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと致します。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。)の保有者(同法第27条の2第3第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の2第3第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)、
 - (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)又は、
 - (iii) 上記(i)又は(ii)の者の関連者((イ)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(ロ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、又は(ハ)これらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者(かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上りの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。)を併せた者をいいます。)、
- を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の2第3第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計

をいいます。

かかる株券等保有割合又は株券等所有割合の計算上、(イ)当社のある株主（以下、本注2において「当初株主」といいます。）の特別関係者又は共同保有者、及び(ロ)当初株主又は上記(イ)の者の関連者は、本対応方針においては当初株主の共同保有者又は特別関係者とみなします（以下同じとします。）。各株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味し、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。

注4：当社のある株主（以下、本注4において「当初株主」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当初株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当初株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為として当社取締役会が合理的に認めた行為（かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。）をいいます。

1. 本対応方針継続の必要性

Iで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先だち、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て等の実施の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表致します。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に判断する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、当社の第1順位株主である中村 亘宏氏は、当社株式の24.6%を保有しておりますが、当社の企業価値向上への取組み等について賛同していただいていることから、本対応方針における対象にはしておりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、多くの部分は個人株主によって保有されていることから、今後、当社の株式の流動性がさらに増す可能性は否定できないものと考えております。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者（注5）の中から選任します。本対応方針継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙3のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記III 4.（1）をご参照下さい。）、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記III 4.（2）ア.をご参照下さい。）及び新株予約権無償割当てを実施・変更・停止すべきか否かの判断（下記III 4.（1）ないし（4）をご参照下さい。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、独立委員会が、大規模買付行為について企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施すべきでない旨の勧告（下記III 4.（2）イ.をご参照下さい。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注5：社外有識者は、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

（1）情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て又はその他の法令及び定款の下でとりうる合理的な施策（以下「新株予約権無償割当て等」といいます。）の実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に關し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

（2）取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取

締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

なお、取締役会評価期間内に独立委員会が下記（3）に定める勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施又は株主意思確認のための株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその理由を適時適切に開示致します。

（3）株主総会決議

独立委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が下記III 4.（2）ア.（a）又は（b）に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、新株予約権無償割当ての不実施を勧告した場合を除き、新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権無償割当て等の実施についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。

当社株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、新株予約権無償割当て等を実施し又は実施しないことと致します。なお、当社取締役会は、上記III 3.（2）の取締役会評価期間内に、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定し、本

基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令及び当社定款第46条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを実施し、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び新株予約権無償割当ての実施の可否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる条件で新株予約権無償割当てを実施するかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものによることとします。新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすに留め、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する新株予約権無償割当て等を実施することはありません。当該大規模買付行為に対する新株予約権無償割当て等を実施するかどうかは、当社株主の皆様が株主総会において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当

該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために新株予約権無償割当て等を実施することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

(a) 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

イ. 新株予約権無償割当ての不実施の勧告

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、いったん新株予約権無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものと致します。

(3) 取締役会の決議

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当て等の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示致します。

(4) 新株予約権無償割当て実施の停止等について

当社取締役会は、当社取締役会又は本株主総会が新株予約権無償割当ての実施を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当ての実施の変更又は停止を行うことがあります。

例えば、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に新株予約権無償割当てを実施することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり新株予約権無償割当てを停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような新株予約権の無償割当ての実施の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記III 4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 新株予約権の無償割当て実施時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てを実施することがありますが、当該新株予約権の無償割当ての仕組上、当社株主の皆様（新株予約権の無償割当て実施の対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることが想定しておりません。当社取締役会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、新株の交付を受けることがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとなりますが、その有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後の継続については改めて株主の皆様のご承認を得るものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

IV. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て等の実施の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が企業価値ひいては株主共同の利益を守るために新株予約権の無償割当てを実施することがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断したときには、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために新株予約権の無償割当てを実施することがあること、及び株主総会において新株予約権無償割当て等の実施が承認されたときには新株予約権無償割当て等が実施されることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

Iで述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利益に資するものであると考えます。

また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合は、独立委員会が大規模買付行為について当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したとき又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときを除き、株主総会決議によって新株予約権無償割当て等の実施の可否が決せられることとなりますので、この点においても、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や新株予約権無償割当て等を実施するものです。本対応方針は当社取締役会が新株予約権無償割当て等を実施する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による新株予約権無償割当て等の実施はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の継続を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、当社取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は新株予約権無償割当て等を実施する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができますので、大規模買付者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役によって構成される当社取締役会の決議により、本対応方針を廃止することができます。従って、当社取締役会の構成員の過半数を交代させた場合でも買収防衛策の発動を阻止できないデッド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の任期を1年としており、本対応方針は、取締役の交代を一度に行うことができず買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであるとと考えております。

4. 買収防衛策に関する指針の要件及び遵守事項を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値の株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)、及び日本取引所グループの「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しております。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を勘案した

内容となっております。

以上

当社の大株主の状況

2025年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	所 有 株 式 数	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合
	株	%
中村 亘宏	1,415,000	24.6
丸全昭和運輸株式会社	440,000	7.6
アサガミ株式会社	321,000	5.5
小林 茂	172,448	3.0
株式会社みずほ銀行	131,000	2.2
中村 千鶴子	120,000	2.0
三井住友信託銀行株式会社	110,000	1.9
中村 匡宏	101,292	1.7
北陸コカ・コーラボトリング株式会社	100,000	1.7
山本 穰	88,200	1.5

(注) 上記のほか、当社が自己株式7,987株を保有しております。

以 上

独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

岩淵 恵理（いわぶち えり）

1990年生

2016年4月 三井住友信託銀行株式会社入行

2016年5月 弁護士登録

2019年2月 プロアクト法律事務所入所（現任）

2022年12月 成友興業株式会社 社外取締役（現任）

2023年9月 ピルボックスジャパン株式会社 社外監査役

2023年11月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）

2024年6月 当社 取締役（現任）

同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本定時株主総会において社外取締役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

坪井 孝文（つばい たかふみ）

1962年生

1987年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行

2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 ロンドン支店 参事役

2007年5月 同行 営業第八部 次長

2008年7月 同行 営業第四部 次長

2011年7月 株式会社みずほ銀行 丸之内第二部 部長

2015年4月 日本カーリット株式会社 化薬部長

2017年4月 みずほファクター株式会社 上席執行役員ファクタリング事業本部長

2018年12月 同社 取締役常務執行役員

2023年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）

同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選

任された場合には、当社社外取締役役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本定時株主総会において社外取締役役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

田村 伸子（たむら のぶこ）

1972 年生

1998 年 4 月 弁護士登録 新神田法律事務所入所

2004 年 10 月 創価大学法科大学院要件事実教育研究所研究員

2007 年 4 月 同校法科大学院専任講師

2019 年 4 月 同校法科大学院教授（現任）

2020 年 4 月 同校法科大学院研究科長補佐

同校法科大学院要件事実教育研究所所長（現任）

2024 年 4 月 同校法科大学院研究科長（現任）

2024 年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）

同氏は会社法第 2 条第 15 号に規定される社外取締役です。また、同氏は会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本定時株主総会において社外取締役役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

大塚 聡（おおつか さとし）

1962 年生

1985 年 4 月 住友信託銀行株式会社入社

2008 年 8 月 同社 リテール企画推進部（本店） 副部長

2010 年 5 月 同社 ビジネクス株式会社 出向（取締役 経営管理部長）

2012 年 4 月 三井住友信託銀行株式会社 リテール受託業務部 副部長

2013 年 7 月 三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社 出向（人事部長）

2015 年 4 月 株式会社セイビ 出向（総務部付 部長）

2016 年 4 月 同社 執行役員兼株式会社セイビ・プロパティ・マネジメント 取締役

2019 年 4 月 株式会社セイビ 執行役員兼株式会社セイビ・プロパティ・マネジメント 代表取締役社長

2025 年 3 月 株式会社セイビ 執行役員（現任）

同氏は会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に規定される社外取締役候補者

であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、本定時株主総会において社外取締役役に選任された場合には、独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

関根 修一（せきね しゅういち）

1953年生

1984年4月 弁護士登録 第一東京弁護士会入会
酒巻・植松・青木法律事務所

1985年4月 青木総合法律事務所

1987年4月 青木・関根・田中法律事務所 パートナー弁護士（現任）

2024年6月 株式会社丸藤シートパイル 取締役（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、その後についても同様とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひい

ては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
 - ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
 - ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
 - ⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
 - ⑦ 新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
 - ⑧ 新株予約権無償割当て等を実施・不実施・変更・停止すべきかの決定
 - ⑨ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
 - ⑩ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使するこ

とができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。)。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

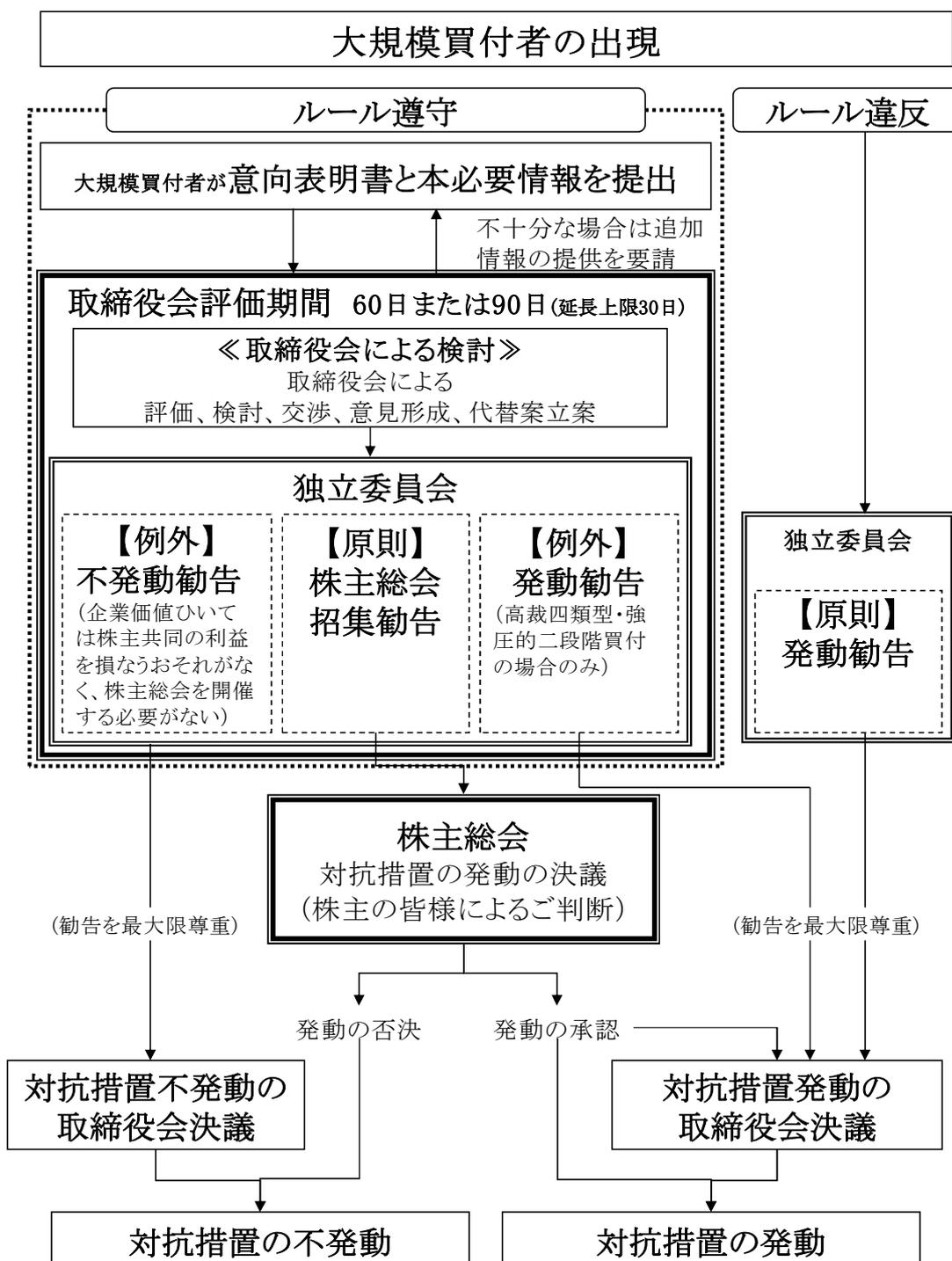
②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以上

(参考資料)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）のイメージ図



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、当社の2025年5月14日付プレスリリースをご参照ください。